

新たに家を建てる方、増改築する方へ

町産木材の利用により 最大 100 万円を補助します！



令和5年度補助金交付第1号

◆対象者

定住する目的で、5 m³以上の町産木材を新たに使用する者。

◆条件

町内建築業者により木造で建築された住宅。

支倉字清水向宅地分譲地内の建築でないこと。

補助金の交付は当該年度において、一戸の住宅につき1回限りとする。

◆補助金額

町産木材を一定量以上使用したもの	10.0 m ³ 以上使用…100 万円
	7.5 m ³ 以上使用… 90 万円
	5.0 m ³ 以上使用… 80 万円

問い合わせ先

川崎町役場農林課 林業係

TEL 0224-84-2304

詳しくは、右の二次元コードから、町のホームページをご確認ください。

